

栃木県スキー連盟派遣役員選出要項

(設置の根拠)

- 1 この要項は、本連盟運営規則第6条第3項に基づき派遣役員選出に関する事項を定めるものとする。

(選出の目的)

- 2 本連盟を代表し、組織人として目的達成のため貢献できる人物を選出する事を目的とする。

(派遣役員選出の方式)

- 3 全日本スキー連盟、北関東ブロック、他団体派遣役員は次のように選出することができる。
 - (1) 他団体より役職において決められているものについては、本連盟役員選出規定により選出された役員をもってあてるものとする。
 - (2) ブロック等への推薦役員は、関係する各本部の意見を聴取して理事会で決定する。
 - (3) その他派遣役員を必要とするものについては、理事会で決定する。
 - (4) 3の(2)、(3)については原則として理事会が推挙するが、緊急やむを得ないときは、常任理事会に一任し、後日理事会の承認を得るものとする。

(派遣役員の推薦)

- 4 決定された派遣役員は、本人の同意を得て、会長より推薦する。

(派遣役員の交代)

- 5 派遣役員に事故あり欠員になった時は、理事会で選出した役員を会長より、その団体に推薦する。

(要項の改廃)

- 6 この要項の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要項は、平成11年11月13日から施行する。